

令和5年 第12回教育委員会会議録

令和5年12月21日（木）

甲州市教育委員会

第12回教育委員会 会議録

日 時 令和5年12月21日(木) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	金 澤 祐 子
教育総務課L	廣 瀬 亮	生涯学習課長	古 屋 勇 司
生涯学習課L	近 藤 理 恵	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第15号 甲州市会計年度任用職員の処分について【非公開・非公表】

日程第3 議案第16号 県費負担教職員の処分について【非公開・非公表】

日程第4 議案第17号 県費負担教職員の処分について【非公開・非公表】

日程第5 議案第18号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 報告第7号 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン制定について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会12月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に加藤委員を指名いたします。

初めに、本日の会議の公開についてお諮りいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにおいて人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるかとされております。日程第2 議案第15号 甲州市会計年度任用職員の処分についてから、日程第4 議案第17号 県費負担教職員の処分については、人事に関する事件であります。現在、傍聴者はありませんが、日程第2 議案第15号から日程第4 議案第17号までは、公開しないものとし、併せて、会議録についても甲州市教育委員会会議規則第17条但し書きの規定に基づき、非公表としてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

では、本日の会議は、日程第2から日程第4を除いた部分のみ公開といたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程第1 甲州市教育長諸般の報告について、私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

これより非公開による審議といたします。

【 非公開 】

教育長

ここで非公開を解きます。それでは、日程第5 議案第18号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

では、お願いいたします。議案第18号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。一枚めくっていただきまして、規則の概要に基づいて説明させていただきます。まず、今回の改正する趣旨でございます。物価高騰により学校給食の食材料の価格が上昇していることによりまして、「学校給食法」において保護者の負担とされております学校給食費の額を改正するために所要の改正を行う必要があるため、でございます。内容でございます。まず、規則改正の背景等でございます。ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引き締め等による円安傾向が続く中、エネルギー価格・物価高騰の影響が顕著となり、学校給食の食材料の価格が上昇し続けている状況でございます。「学校給食法」におきましては学校給食に係る食材料費については、保護者の負担区分とされており、「甲州市学校給食費管理条例施行規則」の規定によりまして保護者が負担する学校給食費の額を定めているところでございます。今回の改正に伴いまして、その額を上げさせていただこうという中身でございます。なお、令和3年度から児童、生徒の学校給食費は徴収しないこととしているため、この改正により保護者の方への直接の影響は出ないという形でございます。次に学校給食費の改正額でございます。消費者物価指数の令和5年9月に

おけます、甲府の食料という品目におきまして前年同月比の8.7%増となっております。これを基準に算定をすることでございます。小学校につきましては、現行の1食280円に8.7%増額いたしますと304.36円となります。これを切り上げさせていただきまして、310円とさせていただくものでございます。中学校につきましては、現行の340円に8.7%増額いたしますと369.58円でございますので、切り上げ、370円とさせていただくものでございます。規則改正の内容でございますが、小学生及び小学校の教職員等の学校給食費の額を310円とするもの、中学生及び中学校の教職員等の学校給食費の額を370円とするもの、でございます。施行期日につきましては、令和6年4月1日からということと考えております。なお、この規則改正でございますが、予算が関係して参りますので、教育委員会からの提案ではなく、市当局からの提案であるということで、今後、市当局側とも詰めて参りたいと考えております。ただ今申し上げた件につきましては、来年度の当初予算の中で反映させていきたいという風に考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長

ただ今教育総務課長から説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それでは、議案第18号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則については提案のとおり規則の改正を了承するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。議案第18号については了承するものといたしました。事務局は、規則制定の手続きを進めてください。次に移ります。日程第6 報告第7号 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

では、お願いいたします。報告第7号 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン制定について、説明をさせていただきます。お手元にガイドラインを配布させていただいておりますので、概略のみ説明させていただきます。まず、策定の経過でございますが、近年、不登校児童生徒数は増加の一途をたどっております。令和3年度の国の調査結果におきましては、小中学校では24万5千人、高校と合わせると30万人を超えることが報告されております。令和4年度の調査では更に増加しておりまして、小中学校では29万9千人、高校と合わせると36万人に達しようとしているところでございます。こうした中、国においては、本年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」、通称「COCOLOプラン」というものを策定しました。更に11月には「不登校の児童生徒等の支援の充実について」との通知の送付とともに、本年度の補正予算第1号におきまして支援強化のための事業費を計上したところでございます。本市におきましても昨年4月には教育支援センター「陽だまり教室」を設置いたしまして、登校復帰に向けた支援を開始したところでございます。このことに関しましては、本日の山梨日日新聞の1面の方に「不登校支援拠点利用1割」と大きな見出しの記事が載っているところでございます。県内の状況については、山日新聞の記事のとおりでございます。本市につきましても、同じく1割強の方が利用されているという状況でございます。具体的には現在「陽だまり教室」には14人の方が通われております。市内の不登校とされるお子さんの全体数が116人です。約

1割の方が利用しているという状況でございます。このような中、民間施設等でのフリースクールで学ぶお子さんの保護者の方から、出席として認定するよという要望等が寄せられていることから、指導要録上の出席扱いとなるような目安といたしまして、ガイドラインを策定することとしたものでございます。この中、出席扱い等の要件につきましては、8点でございます。1点目、不登校児童生徒に対し社会的に自立することをめざすための相談・指導を行うこと。2点目、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関して深い理解と知識又は経験を有していること。3点目、入会金・授業料等が明確にされ、保護者に情報提供されていること。4点目、不登校児童生徒の人命や人格を尊重した相談・指導が行われていること。5点目、相談・支援スタッフについては不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識・経験を有していること。6点目、学習、面接等、様々な活動を行うために必要な施設・設備を有していること。7点目、指導要録上の出席扱いとするには、学校・教育委員会が民間施設を見学し、児童生徒の通所状況及び活動状況について情報提供を受けること。8点目、保護者と学校の間に関連・協力関係が保たれていること、等でございます。以上の項目に照らし合わせまして、学校と教育委員会で施設調査を行い、適当だと認められる場合については、学校長の判断により、指導要録上の出席扱いとすることが出来ることとなっております。出席簿については欠席となりますので、長期欠席調査あるいは生徒指導上の諸課題調査等では不登校児童生徒として計上されていく形になります。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン制定について、説明がございましたが、何かご質問等ございますか。直接作成に携わったのは岩下指導主事として、これは峡東3市で歩調を合わせて作ったものになります。

永田職務代理者 甲州市ではかなり先取りをして、もっと子どもに寄り添って、子ども達の支援をしようと大変苦労されているのは理解しております。子ども達を取り巻く環境をちゃんとするよ、というその基本的な姿勢には感謝しています。「指導要録上の出席扱い」というのは変わることはないんですか。

岩下指導主事 学校は教育課程に従った教育をしているので、欠席しているとその部分が満たされないとあると思います。国から降りてきている指針が、それでもそういったところに通って少しでも学習を受けているところは、指導要録上では出席扱いとして良いということが出てきてはいますが、出席簿上では出席扱いと出来るとはなっていないので、国の指針を基に、本市でもそのように考えております。

永田職務代理者 ありがとうございます。

岩下指導主事 1点補足してもよろしいでしょうか。今回は民間施設に通っている子の指導要録上の出席扱いということで、国からはICTを活用してとか、そういったことも降りてはきていますけれども、まだそこまで着手できない状況でありますので、今後更に、保護者への周知の方法ですとか、ICTを活用した時の出席扱いについてですとか、そういう所は継続して検討していかなければならないなと思いますので、補足させていただきます。

教育長 他、いかがですか。加藤委員お願いします。

加藤委員 やはり、不登校の児童生徒が増えてきてその受け皿自体が多様化している中で、今まで指導要録上の出席の扱いについては、その受け皿になっている施設と学校の間に関連してきたという経緯の中で、学校現場からすると非常に判断に迷うところがあったんですね。時代の変化でニーズが増える中、同一歩調で進める必要もあると思いますので、この策定で学校現場はもちろん、不登校で悩んでいるお子さんやそのご家族の支えにもなりますよね。非常に良い方向に進んでいるなと感じました。ありがとうございました。

- 教育長 田口委員お願いします。
- 田口委員 もし自分の子どもが、今、学校に行きたいけど行けない、だけどそういったフリースクールなどに行けるといいう状況だとして、学校との関係が密になり始めているのであれば、親としてはすごく嬉しいことだと思います。親の嬉しさが子どもにも派生すると思うので。学校だけでなくその子に合った学べる場所があるんだよ、学校の方でもそれを把握しているんだよということであれば、子どもも親も学校も安心できて、良い方向に進むのではないかなと思いました。
- 教育長 依田委員、いかがですか。
- 依田委員 皆さんと同じ意見です。やはり、この不登校になってしまったお子さんにとって、現状の中で一番良い形だと思いました。
- 永田職務代理者 最終的には個々、1人1人になっていくわけですから、1人1人を大事にするという所に着地できれば、もっともっと別の学習の仕方があるだろうし、学校と児童生徒の関係が個々に則した形で密になってくるんじゃないかと思います。GIGAスクール構想なんかにもそういった可能性を感じます。
- 教育長 ありがとうございます。委員の皆様からガイドラインに関するご意見をいただきまして、良かったと思います。不登校については年期末になって各学校から話を伺っていますが、更に増加しております。無気力感、怠学傾向、家庭の養育力等々が主な原因に挙げられますが、新型コロナウイルス感染症の影響も大きくて、甲州市ばかりでなく各地で増加しております。色々な対応を進めているわけですが、2月に戸田市の学校へ視察に行く計画を立てておりますので、そのお話を岩下指導主事お願いします。
- 岩下指導主事 はい。戸田市は先進的に不登校対策を進めているところでして、既にメタバースで不登校対策を進めていたり、市全体で「戸田市オルタナティブ・プラン」という不登校対策をやっていたりします。学校内で教育支援センターのような部屋を用意して、そこで教室に入れられないような子の支援をしたりしており、400人規模で不登校0という学校もあるそうです。どのような支援をしているかというところを視察させていただいて、今後の甲州市の支援に繋がっていければと考えております。
- 教育長 それでは、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございます。次回 1月教育委員会は1月17日午後1時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

- 教育長 それでは、次回 1月教育委員会は1月17日午後1時30分から開催予定といたします。以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。